

SEKISUI

安全データシート

化学品の名称：UVPシート
作成日：2009年10月1日
改定日：2022年5月18日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : UVPシート
提供者の会社名称 : 積水化学工業株式会社 環境・ライフラインカンパニー
住所 : 〒105-8566 東京都港区虎ノ門2-10-4
オークラプレステージタワー22階
担当部門 : 機能材事業部
電話番号 : 03-6748-6491
FAX番号 : 03-6748-6565
緊急連絡先 : 03-6748-6491
推奨用途及び使用上の制限 : 本製品は、建築・土木用樹脂（業務用）である。
その用途以外へ使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性

急性毒性（経口） : 国連GHS 区分5
皮膚腐食性／刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 : 区分2A

皮膚感作性 : 区分1
生殖細胞変異原性 : 区分2
発がん性 : 区分1
生殖毒性 : 区分1
特定標的臓器／全身毒性（単回暴露） : 区分1（中枢神経系）
: 区分2（肝臓）
: 区分3（気道刺激性、麻酔作用）
特定標的臓器／全身毒性（反復暴露） : 区分1（中枢神経系、末梢神経系、聴覚器、視覚器、
呼吸器、肝臓）

環境有害性

水生環境有害性（急性） : 区分2

上記以外の項目は、分類できない又は区分に該当しないである。

GHSラベル要素
シンボル



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

- :
- :
- : 皮膚刺激
- : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- : 強い眼刺激
- :
- :
- : 呼吸器への刺激のおそれ
- : 遺伝性疾患のおそれの疑い
- :
- : 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- : 中枢神経系の障害
- : 長期または反復曝露による肝臓、血液系、呼吸器、神経系の障害
- : 水生生物に毒性

- : H315 皮膚刺激
- : H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- : H319 強い眼刺激
- : H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
- : H350 発がんのおそれ
- : H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- : H370 中枢神経系の障害
- : H371 肝臓の障害のおそれ
- : H335 呼吸器への刺激のおそれ
- : H336 眠気又はめまいのおそれ
- : H372 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、末梢神経系、聴覚器、視覚器、呼吸器、肝臓の障害
- : H401 水生生物に毒性

安全対策

- : 使用前に施工要領書およびSDSを入手すること。
 - : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 - : 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
 - : 十分な換気を行うこと。
-

- : 火気、静電気、衝撃火花等の着火源を生じさせないこと。
- : 蒸気の吸入を避けること。
- : 取扱い後はよく手および眼を洗うこと。
- : この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- : 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- : 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- : 環境への放出を避けること。
- : 保護手袋、保護眼鏡および保護面を着用すること。
- : 指定された個人用保護具を使用すること。
- : 換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。

- : P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
- : P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- : P260 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- : P264 取扱後は手および眼をよく洗うこと。
- : P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- : P271 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。
- : P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- : P273 環境への放出を避けること。
- : P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

応急措置

- : 火災の場合は、粉末消火剤、一般の泡消火剤、二酸化炭素、乾燥砂など適切な消火剤を使用すること。
- : 飲み込んだ場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- : 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で優しく洗うこと。直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。
- : 皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- : 吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- : 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。
- : 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- : 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
- : 曝露またはその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
- : 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
- : 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

- : P302+352 皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。
- : P304+340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- : P305+351+338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗

浄を続けること。

: P308+311+313 ばく露又はばく露の懸念がある場合： 医師に連絡して診断／
手当てを受けること。

: P312+P314 気分が悪いときは、医師に連絡して医師の診断／手当てを受ける
こと。

: P332+313 皮膚刺激が生じた場合： 医師の診察／手当てを受けること。

: P333+313 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合： 医師の診察／手当てを受
けること。

: P337+313 眼の刺激が続く場合： 医師の診察／手当てを受けること。

: P362+364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

保 管 : 製品の保管は遮光シートで密封し、換気良好な冷暗所で施錠して保管するこ
と。

: P403+233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

: P405 施錠して保管すること。

廃 棄 : 廃棄する場合は、都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に業務委
託すること。

使用上の注意 : 本製品は太陽光あるいは紫外線により急速に硬化する為、取扱い時は事前に
施工要領書を十分に理解して、使用すること。

健康に障害を与えるおそれのある物質を含有しています。

取扱いは換気の良い場所で行い、飲み込んだり、蒸気の吸入をしないこと。

取扱い中は適切な保護眼鏡・保護マスク・保護手袋等を着用し、取扱い作業
等は火気のない所で行うこと。

取扱い後は、手洗い・うがい及び鼻孔等の洗浄を十分に行うこと。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物 尚、下記成分配合は、強化補強繊維であるチョップドストラン
ドマットを除いた組成配合量を表示している。

成 分	含有量 (wt%)	化 学 式	官報公示整理番号 (化審法、安衛法)	CAS No.
ビスフェノール系 ビニルエステル樹脂	40 ~ 60	社外秘	登録済	36425-15-7
スチレン	25 ~ 45	$\text{CH}_2=\text{CHC}_6\text{H}_5$	(3)-4	100-42-5
メタクリル酸メチル・ メタクリル酸共重合体	8 ~ 12	$(\text{C}_5\text{H}_8\text{O}_2 \cdot \text{C}_4\text{H}_6\text{O}_2)_x$	(6)-580	25086-15-1
フタル酸ジアリル	5 ~ 10	$\text{C}_{14}\text{H}_{14}\text{O}_4$	(3)-1325	131-17-9

ジエチレングリコール ジメタクリラート	2 ~ 6	$C_{12}H_{18}O_5$	(7)-1009 (7)-1438 (2)-1057	2358-84-1
光重合開始剤	社外秘	社外秘	登録済	登録済

危険有害成分：スチレン、フタル酸ジアリル

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 医師に連絡すること。
呼吸が困難な場合には、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で、毛布などで保温して安静にさせること。
呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。
多量の水と石鹼で洗うこと。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
医師に連絡すること。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせず、水で口の中を洗い、直ちに医師の手当てをうける。
嘔吐が自然に起こった場合は、気管への吸入が起きないように身体を傾斜させること。
- 応急措置をする者の保護 : 作業の際は、必ず適切な保護具を着用し、処置を行う。
医師に対する特別注意事項 : 医師に暴露物質名、防護の為の注意を通知する。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 粉末消火剤、二酸化炭素、乾燥砂、土、一般の泡消火剤を用いる。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水は、火災を拡大させるおそれがある。
- 火災時の特有の危険有害性 : 火災時に刺激性および、または、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物等の有害性ガスや蒸気が発生する。
- 特有の消火方法 : 初期の火災には、粉末消火剤、二酸化炭素、乾燥砂、土、一般の泡消火剤を用いる。
大規模火災の場合には、散水、水噴霧または泡消火剤などを用いる。
周辺火災の場合には、周囲の設備などに散水して冷却する。
危険でなければ、移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
消火後も大量の水を用いて十分に容器または製品を冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際には、有害なガスを吸い込まないように自給式呼吸器等の保護具を着用し、風上から消火作業を行う。
化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
: 作業の際は、必ず保護具（『8. 暴露防止措置及び保護措置』の項を
-
-

	参照)を着用し、風上から作業する。 適切な保護具を着用していないときは、破損した容器あるいは漏出物に触れないこと。 関係者以外の立ち入りを禁止する。 すべての着火源を取り除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。 密閉された場所は換気する。 製品への着火・発火に備えて、消火用機材を準備する。
環境に対する注意事項	: 本製品は、太陽光や雨が直接当たらないように保管するため、環境に対する影響はない。
回収、中和	: 漏洩物は、清浄な容器に回収する。その後、漏洩場所から安全な位置に移動させる。
封じ込め及び浄化の方法・機材	: 漏出物を取り扱うときに、用いる容器、設備等は接地する。
二次災害の防止策	: 着火性・引火性があるので、火気厳禁とする。 付近の着火源を速やかに取り除き、着火した場合に備え消火器を準備する。 河川、下水溝、排水路、海洋等への流出を防ぐ措置を行う。回収容器は覆いを行い、散乱を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	: 『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気	: 『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。屋内で使用する場合、全体換気または局所排気装置を設置し、作業環境を許容濃度以下に保つ。
注意事項	: 吸い込んだり、眼、皮膚に触れないように、適切な保護具を着用する。
安全取扱い注意事項	: 火気厳禁。 引火しやすいため、火気、火花を発生するものや、高温点火源を付近で使用しないこと。喫煙厳禁。 容器をみだりに転倒させ、衝撃を加え、または引きずる等の乱暴な取扱いをしないこと。 眼、皮膚との接触を避けること。蒸気を吸入しないこと。 人体からの静電気放電に注意すること(静電服または静電安全靴等を着用すること。また、容器を接地すること)。
接触回避	: 熱、火花、裸火、高温のものから遠ざけること。 『10. 安定性及び反応性』を参照する。
保管	
技術的対策	: 熱、火花、裸火、高温のものから遠ざけること。
混触禁止物質	: 『10. 安定性及び反応性』を参照する。
適切な保管条件	: 遮光シートで製品を密封し、直射日光を避け、通気の良い冷暗所で、

施錠して保管すること。
付近に火気、熱源となるものを近づけないこと。
危険物施設に保管し、酸化性物質等と一緒に保管しないこと。
安全な容器包装材料 : 出荷時の包装形態で保管し、他の容器に移し替えて、保管しないこと。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度 : 20 ppm (スチレン)
目標濃度 (労働安全衛生法 (基安発 1024 第1)) : 2 mg/m³ (吸入性粉じん、有機物、他に管理濃度が設定されていない物質)
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標)
日本産業衛生学会 (2018年版)
: 20 ppm (スチレン)
ACGIH (2018年版) : TWA = 20 ppm (スチレン)
: STEL = 40 ppm (スチレン)

設備対策 : 防爆型の電気・換気・照明機器を使用すること。
本製品を貯蔵・保管、ないし、取扱う作業場には洗眼器と安全シャワー等を設置する。
貯蔵・保管場所および取扱い作業場には、排気装置等を設置する。
本製品を取扱う作業場には、洗眼器と安全シャワーを設置すること。

保護具
呼吸器の保護具 : 有機ガス用防毒マスク、送気マスク、自給式呼吸器
手の保護具 : 耐油性保護手袋
眼の保護具 : 保護眼鏡、側板付き普通眼鏡、ケミカルゴーグル
皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣 (帯電防止型) 及び保護靴 (帯電防止型) を着用する。

衛生対策 : 作業中は、飲食・喫煙をしないこと。
取扱い後は、よく手及び眼を洗うこと。
染された作業衣は作業場から出さないこと。
汚染された作業衣を再使用する場合は、洗濯すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態 : 固体 (シート状)
色 : 無色透明～薄黄色透明
臭い : 特有の臭い (スチレン臭)
融点 : -30.6°C (スチレン)
沸点 : 145°C (スチレン) 可燃性 : 可燃性物質

爆発限界	
下限	: 0.9 Vol% (スチレン)
上限	: 6.8 Vol% (スチレン)
引火点	: 41.4°C (セタ密閉式)
自然発火温度	: 490°C (スチレン)
分解温度	: データなし
pH	: 情報なし
動粘性率	: データなし
溶解度	
水	: 不溶 (20°C)
その他の溶媒	: メタノール、エタノール、エーテルおよびアセトン等の有機溶剤に一部可溶
n-オクタノール/水分配係数	: $\text{Log Pow} = 3.2$ (スチレン)
蒸気圧	: 700 Pa (20°C) (スチレン)
相対密度 (比重)	: 約 1.1~2.5 (20°C)
相対蒸気圧	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応安定性	: 熱、光、過酸化物等により硬化・重合反応を起こし、発熱する。
化学的安定性	: 冷暗所では安定である。
危険有害反応可能性	: 知見なし
避けるべき条件	: 30°C以上での長期貯蔵・保管および直射日光または紫外線強度の強い照射がある条件下での保管。 スパーク、裸火、高温熱源、摩擦、衝撃および静電気放電等。
混触危険物質	: 酸性、アルカリ性、過酸化物
危険有害な分解生成物	: 加熱分解や燃焼時に、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物等の有害性ガスや蒸気が発生する。

11. 有害性情報

[成分の有害性データから判定される GHS 分類結果]

急性毒性 (経口)	: 国連 GHS 区分 5
急性毒性 (経皮)	: 区分に該当しない
急性毒性 (吸入: 蒸気)	: 区分に該当しない
急性毒性 (吸入: 粉じん・ミスト)	: 区分に該当しない
皮膚腐食性/刺激性	: 区分 2

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 区分 2 A
呼吸器感作性	: 分類できない
皮膚感作性	: 区分 1
生殖細胞変異原性	: 区分 2
発がん性	: 区分 1
生殖毒性	: 区分 1
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 区分 1 (中枢神経系) 区分 2 (肝臓) 区分 3 (気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 区分 1 (中枢神経系、末梢神経系、聴覚器、視覚器、呼吸器、肝臓)
吸引性呼吸器有害性	: 分類できない

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性 短期 (急性)	: 区分 2
水生環境有害性 長期 (慢性)	: 区分に該当しない
生態毒性	: データなし
残留性・分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし
土壌中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: 分類できない

1 3. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- 汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1 4. 輸送上の注意

国際規則

IMDG (国際海上危険物規則) コード

: ハザードクラス 非該当 Packing Group 非該当

ICAO-TI (国際民間航空機関技術指針／IATA-DGR (国際航空運送協会危険物規則))

: ハザードクラス 非該当 Packing Group 非該当

国連番号

: 非該当

品名	: 非該当
国連分類	: 非該当
容器等級	: 非該当
海洋汚染物質	: 有害液体類物質 Y類同等の物質 (スチレン)
国内規制	
陸上輸送	: 消防法および道路法等に定められている運送方法に従う。
海上輸送	: 危険物船舶運送及び貯蔵規則に定められている運送方法に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 133
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	: 積み下ろしの際には、サイドブレーキをかけ、エンジンを停止させ車止めを施し、作業する。 外装容器に漏れ、破損の無いことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法 (P R T R法)

第1種指定化学物質 スチレン (管理番号 240)

第2種指定化学物質 フタル酸ジアリル (管理番号 352)

労働安全衛生法:

特化則 (特定化学物質 第2類物質) スチレン

施行令別表9 (表示・通知義務対象物質) スチレン

施行令別表第1危険物(引火性の物)

健康障害防止指針公表物質 (法第28条第3項・厚労省指針公示) スチレン

毒物及び劇物取締法: 非該当

消防法

指定可燃物 可燃性固体

化審法:優先評価化学物質 スチレン

水質汚濁防止法:指定物質 (法第2条第4項、施行令第3条の3) スチレン

悪臭防止法:特定悪臭物質 (施行令第1条) スチレン

大気汚染防止法:

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 (中央環境審議会第9次答申)

スチレン、フタル酸ジアリル

揮発性有機化合物 (法第2条第4項) (環境省から都道府県への通達)

スチレン

揮発性有機化合物 法第2条第4項 (VOC排出に関する調査報告)

海洋汚染防止法:

危険物 (施行令別表第1の4) スチレン

有害液体物質 (Y類物質) (施行令別表第1) スチレン

船舶安全法 :可燃性物質類 可燃性物質 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)

航空法 :可燃性物質類 可燃性物質 施行規則第194条危険物告示別表第1

港則法 :危険物・可燃性物質 法第21条2、則第12条、昭和54年告示547別表2

特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）

廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの（平10三省告示1号）

労働基準法:

疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）

スチレン

16. その他の情報

本安全データシート（SDS）は、現時点で入手できる最新の資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、SDS中の注意事項は通常の手配を対象にしたものです。

製品使用者が特殊な取扱いをされる場合は用途、使用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用して下さい。本製品を推奨用途以外に使用したい場合は、仕様が用途に合致しない場合がありますので、事前に弊社へ相談して下さい。

また、当社は、SDS記載内容について十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではありません。

この製品をそのまま、又は、他の物と混合し、海外に輸出する場合は事前に弊社にご連絡をお願いします。

引用文献

- 1) (一般社団法人) 日本化学工業協会編集 緊急時応急措置指針 容器イエローカードへの適用
改訂第2版 (一般財団法人日本規格協会 2006)
- 2) 日本産業衛生学会 産業衛生学雑誌 (産衛誌 60 巻, 2018)
- 3) ACGIH(The American Conference of Governmental Industrial Hygienists) (2018)
- 4) (独立行政法人) 製品評価技術基盤機構ホームページ掲載のデータを引用
National Institute of Technology and Evaluation (NITE)
<https://www.nite.go.jp/>
- 5) 中央労働災害防止協会運営 安全衛生情報センターホームページ掲載のデータを引用
<https://www.jaish.gr.jp/>
- 6) ChemWatch 社 “Chem Gold II” 掲載の製品安全データシートおよび有害性情報
物質情報検索「ケムゴールドII」(ケミウオッチ社製)
<https://www.chemwatch.net/ja/>

参考文献

- 1) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
<https://www.nite.go.jp/>
-
-